

(裏面も必ずご確認ください)

【誓約・同意事項】

すべての項目をご確認の上、太枠内に署名ください。

①下記の支給要件に該当する場合、原則として4万円（※）が支給されます。ただし、米原市における確認の結果、支給要件に該当しない場合は、定額減税補足給付金（不足額給付）は支給されません。
※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

【支給要件】

以下のいずれかの条件を満たすこと

- ・地方税法第32条第3項および第313条第3項の規定による青色事業専従者または同法第32条第4項および第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税および調整給付金（当初給付分）の対象とならなかった
- ・令和6年分所得税に係る合計所得金額および令和6年度個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税および調整給付金（当初給付分）の支給対象とならなかった

また、以下のいずれにも該当すること

- ・合計所得金額が1,805万円以下である
- ・低所得世帯向け給付（令和5年度および令和6年度に実施）の対象世帯の世帯主および世帯員に該当しない
- ・令和6年度に実施された調整給付（当初給付分）を本人分または扶養親族等分として受給していない

②定額減税補足給付金（不足額給付）の支給要件を審査するため、米原市が必要な住民基本台帳情報、税情報、給付金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求め、または提供することに同意します。

③公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

④虚偽の申請をした場合は、給付金を速やかに返還します。

すべての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。
また、本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

【提出書類】

○『定額減税補足給付金（不足額給付）申請書』（本様式）※必要事項をご記入ください

・申請者（請求者）氏名等 ・振込口座 ・【誓約・同意事項】の確認および署名（太枠内）

○『事業主の令和6年分所得税確定申告書または青色事業専従者に関する届出書の写し等』

※青色事業専従者または事業専従者の方のみご用意ください。

○『世帯員全員の令和5年度および令和6年度個人住民税の課税（非課税）証明書の写し』

※令和6年中に米原市に転入された方のみご用意ください。

○『本人確認書類の写し』

※申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写しを本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

○『振込先金融機関口座確認書類の写し』

※振込口座の金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人を確認できる通帳やキャッシュカードの写しを本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

※署名漏れや提出書類の不備がある場合、給付ができません。

※必要に応じて、上記以外の書類の提出を求める場合もあります。

※支給額は振込通知をご確認ください。要件に該当しない方には不支給決定通知書を送付します。

本人確認書類等貼付用紙

本人確認書類

※申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、
年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し いずれか1点

振込先金融機関口座確認書類

振込口座の金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人を確認できる
通帳やキャッシュカードの写し